

## ひまわりクラブ利用料の見直しについて

市民厚生常任委員会  
平成 29 年 5 月 18 日  
こども未来部こども政策課  
協議会資料

## 1. 見直し内容

## (1) 利用料上限額の変更

国の運営費の考え方を参考に上限を月額 6,900 円から 8,400 円に変更し、高所得世帯からは一定の負担をいただくことで、低所得世帯及び多子世帯の負担の軽減を図る。

## (2) 多子減免を導入

多子世帯における子育てに伴う経済的負担の軽減を図るため、第 2 子を 1/2 免除、第 3 子以降を無料とする。(※ただし、年収目安 1,000 万円以上の世帯は対象外とする。)

同一世帯で 15 歳まで (15 歳到達後の最初の 3 月 31 日まで) の子どものうち、最も年齢の高い子どもから数えて 2 人目の場合を「第 2 子」、3 人目以降の場合を「第 3 子以降」とする。

## 【兄弟の年齢を 15 歳までとした根拠】

保育料を参考に、ひまわりクラブ対象学年 (小学 6 年生) からプラス 3 年とし、15 歳 (義務教育終了時) までを対象とした。

## (3) 免除区分の見直し

所得に応じた利用料負担の公平性を高めるため、免除区分の階層を緩やかにするとともに、年収目安 1,000 万円以上の区分を新設する。

## (4) 年少扶養控除のみなし適用の変更

平成 25 年度から実施している年少扶養控除のみなし適用については、多子減免導入により、子ども一人分のみの適用に変更する。

(※ただし、低所得世帯のうち、のみなし適用変更に伴い増額となる世帯については、1 年間の激変緩和措置を設け、負担の軽減を図る。)

## 2. 見直し時期

平成 30 年 4 月から新利用料での運用を開始する。

## 3. 利用料収入額見込み (平成 30 年度見込み)

	現行	見直し後	現行との差
利用料収入額	469,990 千円	478,510 千円	8,520 千円
事業費に占める 利用料の割合	28.0%	28.5%	0.5%

(参考) 国の運営費の考え方



## 4. 次期見直しのタイミングについて

新潟市子ども・子育て支援事業計画 (新・すこやか未来アクションプラン) 更新時とする。

計画更新時の利用者数の見込みから、今後の運営費を試算し、その結果をもとに放課後児童クラブ検討部会等で見直しの是非を諮ることとする。